

大田区内部統制取組報告書【概要】

第1 区内部統制(P1)

1 概要

- ・内部統制について、新しいものを構築することではなく「業務を適切に、そして効率的に行えるよう、リスク管理の視点からルールを整備し、守る仕組み」と定義。
- ・リスクマネジメントの視点から、ルールの整備とルールを遵守した業務遂行を念頭に、内部統制を推進していく。



内部統制を推進していくための整備・運用

第2 内部統制の整備(P2~3)

- ・令和元年6月1日に大田区内部統制取組方針を策定し、区における内部統制を推進するため、区長を会長とした大田区内部統制推進会議を中心とする推進体制を確立した。

1 大田区内部統制取組方針の策定

2 内部統制推進体制の確立

- (1)大田区内部統制推進会議(区長を会長とした、内部統制の推進に関する事項の決定機関)
- (2)統制機能部門連携会議(全部局に共通する事務の所管所属による、情報共有の場)
- (3)全部局(大田区内部統制推進会議での決定内容を推進)

第3 内部統制の運用(P4~24)

- ・職員の意識向上や所属における主体的なリスク管理を促すため、研修実施や庁内広報、リスクの未然防止及び再発防止につながる取り組みを実行した。

1 令和元年度における区内部統制

2 令和2年度における区内部統制

【主な取り組み】

- (1)研修の実施、庁内への広報及び情報提供
- (2)監査指摘事項に対する内部統制の取り組み
- (3)「自己点検チェックリスト」の活用
- (4)業務手順書(業務マニュアル)等の整備状況に関する調査

3 統制機能部門における内部統制

全部局の内部統制を支援する総務課、人事課、経理管財課、会計管理室等のリスク対応状況

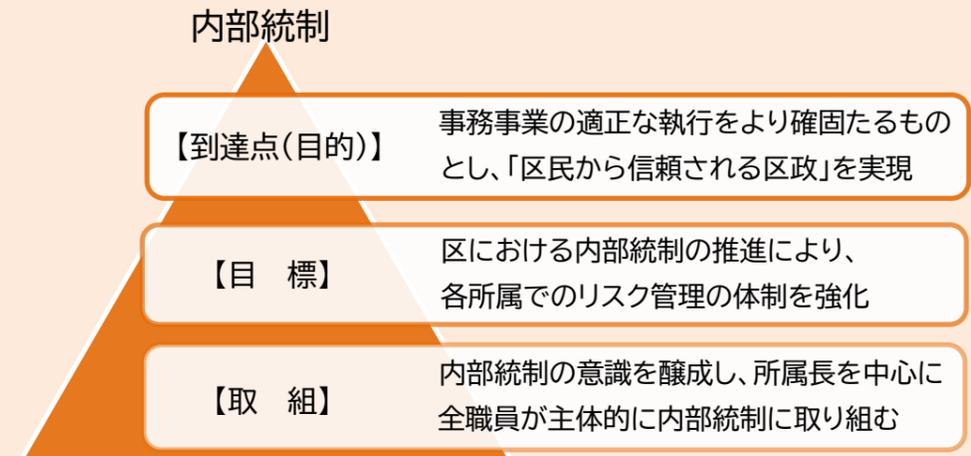
4 事務事業の見直し

- (1)全事務事業の見直し
- (2)業務処理自動化ツール(RPA)による実証実験の実施

第4 今後の内部統制(P25~26)

1 目指す目標と到達点

- ・内部統制機能の充実及び運用を図るため「大田区内部統制取組方針」を定め、事務事業の適正な執行をより確固たるものとし、「区民から信頼される区政」の実現を目指す。
- ・目的達成のためには、内部統制の意識を醸成し、所属長を中心に全職員が主体的に取り組み、内部統制が機能することが求められる。



2 今後の方向性と取り組み

